

官民一体型新ビジネス創出事業委託業務仕様書

1 業務目的

豊橋市の経済の持続的な成長を目指すためには、社会活動などにイノベーションを起こし得る民間企業やスタートアップ（※）を国内外から豊橋市に呼び集め、地元企業と共創し、共に成長を目指すことが必要である。その一方で市役所は、多様な地域課題、社会課題又は業務課題を抱えており、これらの解決に新たなアイデアを求めている。

本事業では、民間企業・スタートアップと市役所内の部署が協働しながら課題解決に当たることで、民間企業・スタートアップの集積・育成と行政の抱える問題の解決を一举に成し遂げ、両者の相乗効果をもたらすとともに、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

※ スタートアップ：優れたビジネスプランや技術を持ち社会に大きな影響を及ぼすような製品開発に取り組む個人又は企業

2 事業概要

庁内の課題の選定、課題を解決する民間企業・スタートアップの募集・選考、市役所内の部署と民間企業・スタートアップが協働して行う実証実験の円滑な運営を行い、事業化につなげるとともに、成果発表を実施する。

協働の相手は、民間企業・スタートアップの中でも、市が提示した社会・地域課題の解決につながるビジネスアイデアを持つ事業者とする。

本業務の遂行に当たっては、市役所内の部署の課題とそれを解決する民間企業・スタートアップをうまくマッチングし、協働が円滑に進むようサポートすることが重要であり、受託者は、課題の募集段階から成果発表までの一貫した運営を市の職員と一緒に進めるものとする。

3 運営体制と受託者の役割について

本事業では、課題を抱える市役所内の部署と民間企業・スタートアップの2者が主役となるが、その間を取り持つ存在として、運営事務局を設置する。受託者は、委託者とともに本事務局に参加し、共同で本事業の運営業務を行うものとする。

(1) 運営体制

ア 受託者は、受託期間を通して、民間企業・スタートアップ、市役所内の担当部署の窓口となる業務責任者を1人設置するものとする。

イ 業務責任者は、民間企業・スタートアップの事情及びIT・テクノロジー分野に精通するものとし、専門性を発揮しながら、委託者と協力して運営を行う。

業務責任者の基本的な役割は、以下の通りである。

①課題募集後のブラッシュアップ及びマーケティング

業務責任者は、応募された市役所内の担当部署の抱える課題のうち2～4課題程度について、民間企業・スタートアップにとって解決可能で、ビジネスとして魅力的なものになるよう、専門的観点から課題の絞り込み・明確化等のブラッシュアップの補助作業を行う。また、課題を解決する民間企業・スタートアップに対するマーケティングを行う。

②協働作業のファシリテート

業務責任者は、民間企業・スタートアップと市役所内の担当部署の間に立ち、主に民間企業・スタートアップの考えるビジネスプラン・テクノロジーを、専門知識を持たない市役所内の担当部署に対して理解できるよう説明し、効果的な協働が行われるようファシリテートを行う。

(2) 受託者の役割

ア 庁内の課題選定・整理

- ・委託者が市役所内の各部署から収集した課題の中から2～4課題程度を選定する際、応募企業・スタートアップにとって魅力的なビジネスチャンスとなるよう助言すること。
- ・市役所内の担当部署から提出された課題の詳細ヒアリングの場に同席し、委託者とともに課題の整理及び課題公開時に必要な情報の収集を行うこと。
- ・委託者と事前に日程等を調整の上、各部署から課題を収集する説明会、ワークショップの開催など、担当部署からの課題提出が促進される取組みを実施することも可能とする。

イ 情報発信・応募候補者へのマーケティング活動

- ・受託者は、以下の業務を行う。
 - ①受託者の課題公開に向けたWeb掲載用の市役所内の担当部署の原稿の作成の補助（写真撮影を含む。）
 - ②応募候補者向け事前説明会の開催
 - ③課題の内容に応じた応募候補者のリストアップ及び情報発信
- ※事業目的を達成するために、質が高く十分な数の応募数を確保するよう工夫すること。

ウ エントリー受付業務

- ・受託者は以下の業務を行う。
 - ①情報発信及び参加者募集のためのホームページ（日本語）の作成及び運営
 - ②エントリーの要項の作成
 - ③応募者との連絡調整
 - ④メーリングリストの作成

エ 最終候補者の選定のサポートの実施

- ・委託者が全応募者に対して、最終候補者（1課題当たり2事業者以上）の選考を実施する。その中で、受託者は以下の作業を行う。
 - ①最終候補者の選考（書類選考及びインタビュー選考）についてのサポート
 - ②応募者への選定結果の通知

オ 最終選考のサポートの実施

- ・委託者が課題ごとに、最終候補者から協働作業を行う民間企業・スタートアップを1社選定する（マッチング）。全ての課題についてマッチングが成立するわけではなく、最大で2課題のマッチングの成立を予定している。

※最終候補者の選定のサポート及び最終選考のサポートについて、効果的な実証実験が実施できるようサポート方法を工夫すること。

カ 協働作業

- ・令和8年4月～同年8月までの協働期間の中で、受託者は、以下の協働作業を実施すること。
 - ①マッチングした市役所内の担当部署と民間企業・スタートアップの打ち合わせのファシリテート（議事録の作成及び関係者への共有、ネクストアクションの作成等を含む。課題ごとに月1回以上を想定。ただし、事業の進捗等に合わせて増減させてもよい。）
 - ②協働期間中、民間企業・スタートアップ、市役所内の担当部署の双方の目標を達成するための実証実験のゴールの設定、作業項目の整理、進捗管理、課題整理、関係者の調整、広報手段の策定等を行う。

※事業化に繋がるよう、実証実験の効果が最大化されるよう工夫し、民間企業・スタートアップ及び市役所内の担当部署をリードすること。
 - ③採択した民間企業・スタートアップとの協働作業を効果的に行うために、最大50万円/件（契約金額に含むものとし、消費税及び地方消費税を含む。）の支払いを当該民間企業・スタートアップに行うこと。この場合、受託者と採択した民間企業・スタートアップとの委託契約等により、実証実験の支援のための支払いであることを明確にしておくこと。

※採択した民間企業・スタートアップからの請求に応じ、最大50万円の支払いがあり、採択する民間企業・スタートアップは、最大2社（＝最大100万円の支払いがある。）であることに留意すること。

キ 事務局定例ミーティング開催と相談機会の提供

- ・運営事務局の定例ミーティングの開催（月1回以上を想定。ただし、事業の進捗等に合わせて増減させてもよい。）

※ミーティングの設定、スケジュール調整等を委託者で行うこと。

ク 成果発表の実施

- ・委託者と相談の上、令和7年度～令和8年度のプログラムの成果を中心に発表を行う。
※成果発表の方法については、委託者と調整し、発表会の開催、ビデオ配信、資料配布、ワークショップの開催など、効果的な手法を検討して実施すること。

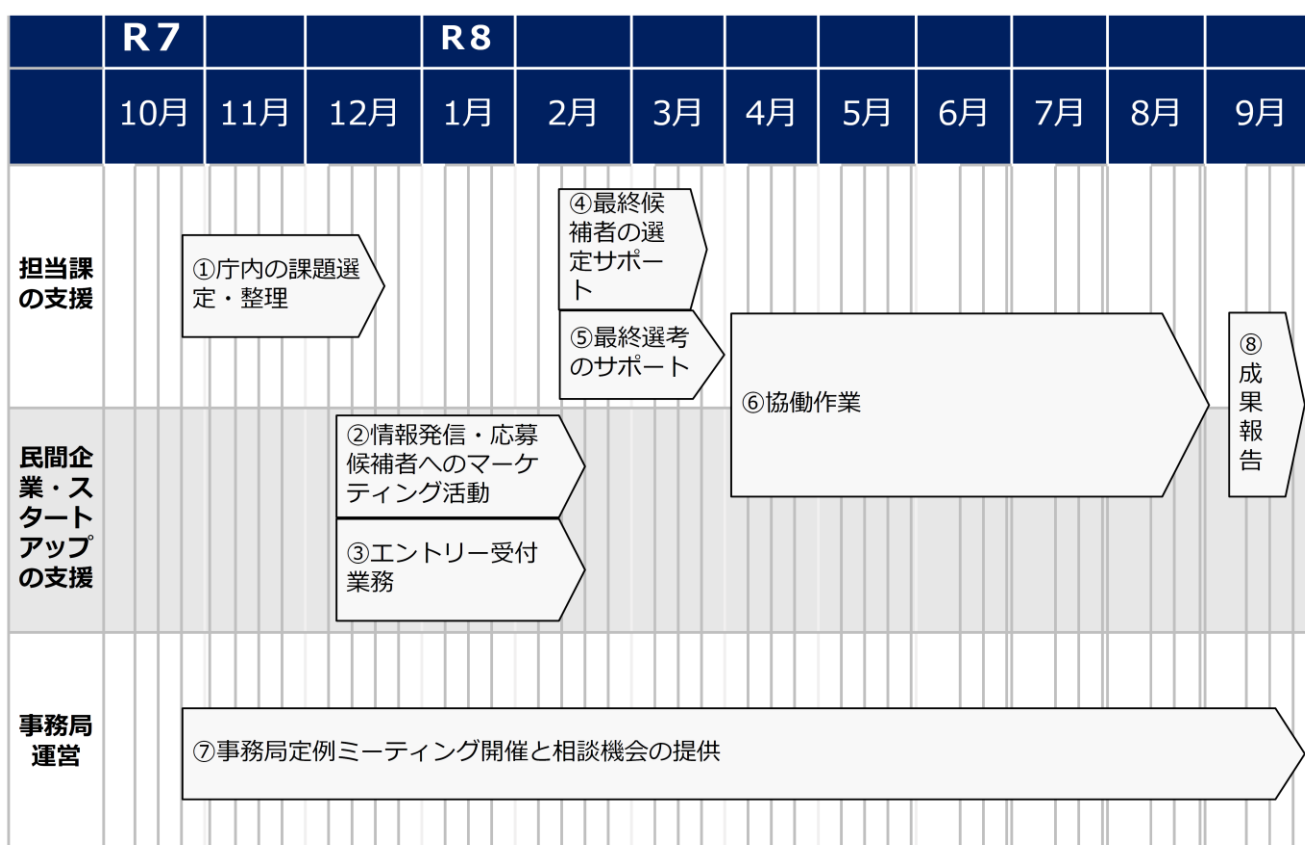
ケ その他これらの業務に付随する業務

コ 成果物の提出

- ・以下のものを成果物とし、令和8年9月30日までに納入場所へ提出すること。
 - ①事業実施報告書（A4版縦） 1部
 - ②上記の電子データ 一式
 - ③その他市が指示したもの
- ※電子データは、市が指定する形式で作成すること。
- ・納入場所は、豊橋市役所産業部地域イノベーション推進室（愛知県豊橋市今橋町1番地）とする。

4 目安となるスケジュール（契約締結日から令和8年9月30日まで）

十分な成果検証を行うため、以下のように年度を跨ぐスケジュールで事業を実施する。



5 その他業務実施に係る要件

- （1） 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合において、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- （2） 成果物の著作権（著作権の全てをいい、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は市に譲渡するものとし、市に帰属する。また、受託者は、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。さらに、受託者は、成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。

- (3) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の事前の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- (4) 受託者は、「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」（本市ホームページ掲載）を遵守すること。
- (5) 成果物の作成には、本市の指定するファイル形式を使用すること。
- (6) 本業務における委託料の支払いは、業務完了後とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その決定に従うこと。